

子育てのための施設等利用給付認定 (幼児教育・保育の無償化)の申請を忘れずに!

令和元年10月以降、3歳児から5歳児までの全てのお子さんおよび2歳児以下の住民税非課税世帯のお子さんは、幼稚園、保育所・園、認定こども園などの利用料(食材料費、通園送迎費、行事費等は対象外)が無料となっています。※対象者の要件や手続き方法は利用する施設・サービスによって異なりますのでご確認ください。

無償化制度を利用するためには、事前に「教育・保育給付認定」または「施設等利用給付認定」を受ける必要がありますので、申請忘れにご注意ください。

認定を受ける必要がある日の14日前(閉庁日を除く)までに申請してください。すでに認定を受けて施設やサービスを利用している方は、利用料の請求を忘れないようご注意ください。※利用後に一定期間を経過してしまうと利用料を返金できません。

なお、無償化の内容等については、村公式ホームページや子育て応援ポータルサイト「のびのび子育て帳」でもお知らせしています。

【問い合わせ】子育て支援課認定・給付担当(☎282-1711 内線1184)

💡 無償化の内容等

対象▼①3歳児から5歳児までの全てのお子さん

②0歳児から2歳児までの保育の必要性^{※1}があると認定された住民税非課税世帯のお子さん

※▽①の適用期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。▽満

3歳の時点で入園できる幼稚園については、入園時点から適用されます。

内容▼

利用施設	区分	保育の必要性	内容	手続き
幼稚園	幼稚園	無	利用料無償	
	幼稚園(旧就園奨励費補助金の対象施設)	無	月額2万5,700円を上限に利用料無償	事前に「施設等利用給付の認定申請」が必要です。
幼稚園 認定こども園	預かり保育事業	有	幼稚園の利用に加え、利用日数に応じて月額1万1,300円を上限に利用料無償	事前に「施設等利用給付の認定申請」が必要です。
認定こども園	認定こども園(教育認定)	無	利用料無償	
	認定こども園(保育認定)	有		
認可保育施設	認可保育所・園、地域型保育事業(小規模保育事業、家庭的保育事業等)	有	利用料無償	
その他 ^{※2}	認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業	有	①月額3万7,000円を上限に利用料無償 ②月額4万2,000円を上限に利用料無償	事前に「施設等利用給付の認定申請」が必要です。

※1…保護者がいずれも就労しているなど、家庭での日中保育ができないことを指します。※2…いずれも上限の範囲内で複数利用が可能ですが、すでに認可保育園や認定こども園などを利用している方は無償化の対象外となります。